

社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び本会が設置する委員会の委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 会長である理事には、月額30,000円の報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、当月払いにより毎月21日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日を支給日とする。

2 会長が任期満了、辞職又は死亡等によりその職を離れた時は、その月までの報酬を支給する。

(職務)

第4条 会長は本会を代表し、各種会議及び行事等に出席するほか、週2回程度勤務するものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等が、次の各号に掲げる会議に出席する場合に費用弁償を支給する。

- (1) 理事会、監事会及び評議員会
- (2) 本会が設置する委員会の会議
- (3) その他会務のため会長の要請を受けて出席する会議

第6条 費用弁償の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号の会議に出席する場合 日額 3,000円
- (2) 前条第2号及び第3号の会議に出席する場合 日額 2,000円

(費用弁償の支給方法)

第7条 費用弁償は、会議出席の都度、現金で支給するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。